



国際ロータリー 第2780地区 第9グループ
湯河原ロータリークラブ 週報



イマジン
ロータリー

2022年7月29日(金) 第2883回例会 形式:対面 天候:晴れ
合唱:奉仕の理想

会長 青木 義美 幹事 室伏 学

事務所:神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会

TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716 例会場:ニューウェルシティ湯河原 例会日:毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

青木 義美

今晚、石川浩子親睦委員長の企画により夏の親睦会が開催されます。宜しくお願いします。今日は地区かみつき挨拶バージョンはお休みにさせていただきます。

私は今熱海のYMCAのボランティア活動もさせていただきます。

昨日一昨日と白樺湖へ、高原教室で18名の小学生を連れて1泊2日で行ってきました。1日目が車山山頂からの約3時間のトレッキング、昨日が乗馬体験というスケジュールでしたが、ワクチン接種証明があればかなりの値引きになると宿から言われました。しかし随行の大人に問題はなく、1人1万円くらいのところ7000くらい割引になりました。子供は接種している子がいたりいなかったりで、接種している子も証明書発行がわずらわしくなかなか問題があり、結局子供は全員割引から外さざるをえませんでした。

昨日はこちらの天気同様、晴天でアウトドアには絶好でしたが、初日の山歩きはカップ用意したり大変でした。車山というスキー場で有名ですが、ここが海拔2000mもあるので、スキーリフトで頂上まであげ、そこから1500mの白樺湖までのトレッキングでした。晴れていれば絶景のコース、生憎曇天でまいちでしたが、かえて暑くなく幸いました。コロナ禍でいろいろな事業が中止になってきていますが、このYMCA事業も3年ぶりの再会でしたが、3年やらないと準備するものも忘れてしまうし、多分4年やらないともう事業は廃止になってしまうのではと危惧しております。

今後も各種事業の成り行きを心配しております。

幹事報告

ガバナーより

1.2022—2023 国際ロータリー第 2780 地区米山奨学セミナー&世話クラブカウンセラー・クラブ 米山担当者 研修会
日時:2022年8月21日(日)14:00~17:00

(受付 13:30 開始)

場所:藤沢商工会議所ミナパーク6階(多目的ホール)

基調講演:米山奨学会常務理事 相澤光春 様

よねやま米山親善大使 ウォーターズ・カノン・ジュリア 様

研修会:世話クラブカウンセラーの役割、米山危機管理について

危機管理委員長 石田 隆 様

横須賀RC 米山カウンセラー 佐久間 博一 様

出席対象者:世話クラブカウンセラー・クラブ 米山担当者(クラブ 米山委員長)等

2.米山月間卓話 (10月)依頼について

◎締切日第1次返信期限(8月31日水曜日)

第1次返信期限後も1年を通じて米山卓話依頼を受け付けます。

連絡事項 なし

出席報告

会員	23 名	出席率	95.24 %
欠席	4 名	前回の修正出席率	77.27 %
(免除者)	2 名	前々回の修正出席率	86.36 %
ゲスト	0 名	事前メイクアップ	0 名
ビジター	1 名		

ビジター 遠藤秀樹君(足柄ロータリークラブ)

スマイルBox

ご夫人誕生日 荻谷和彦君(和美様・7/22)

遠藤秀樹君(足柄RC)

本日は、吉村さんの応援でお伺いさせていただきました。宜しくお願いいたします。

吉村行正君

遠藤秀樹様、本日は卓話にお越しいただきありがとうございます。

望月博文君

7月12日、アウディカップゴルフ日本決勝大会、軽井沢セブンツーカーントリーゴルフ場出場して来ました。前半1位トップ通過してきたのですが、後半、優勝を意識してプレッシャーがかかりスコアが伸びず結果4位で終わってしまいました。やはりイタリアは遠かったです。明日から北海道小樽カントリーでベンツカップ決勝大会に参加してきます。がんばります。

卓話 吉村 行正 君

代講 遠藤 秀樹 君(足柄 RC)



足柄ロータークラブ遠藤秀樹と申します。本日は宜しくお願いたします。

前年度貴クラブ吉村会員が入会されたタイミングでお伺いさせて頂きたいと思っておりましたが、私が所属する足柄ロータークラブの例会開催曜日が重なり、昨年度は会長職でありましたことからお伺

いすることができませんでした。

今日は吉村会員の応援の意味を込めましてお伺いさせて頂きました。拙い内容のお話かもしれませんが、どうぞ宜しくお願い致します。

私は吉村会員と同じく生命保険営業を生業とさせて頂いております。本日は生命保険の契約形態、そして受取人についてお話しさせて頂きます。

先ず契約形態ですが、生命保険は他の金融商品と違い契約者の他、被保険者、受取人の存在が発生します。被保険者とは生命保険契約に於いて誰の体に保障をかけるのかの誰かに当たる方です。受取人はその誰かが他界された時、又は給付金を受け取る事態が発生した時、その金銭を受け取ることができる権利を持たれる方です。被保険者は契約後変更することは出来ませんが、契約者と受取人は変更が可能です。そしてそれぞれを誰にするかで受取時の課税方法が異なります。死亡保険金の受取の場合、契約者、被保険者が同一で受取人が受け取ったお金は相続税が、契約者と受取人が同一で、被保険者が異なる際は所得税が、全てにおいてそれぞれ異なる場合は贈与税の課税対象となります。

相続税がかかるとはいえ、相続時には相続税の基礎控除、また生命保険の非課税枠もありますのでそれらを考慮しながら契約をしていく事も大切です。受取人が受け取ったお金は受取人の固有の財産になりますから、まさに遺言的な効果ももたらせられる場合もあります。

契約形態に、受取人について深く考えないまま保険加入している事もあるかもしれませんので、そんな時は是非吉村会員にご相談してもらえたら幸いです。

私が受取人について考えさせられた事例をひとつお話しさせて頂きます。

私の知り合いからお母様がお亡くなりになり弊社の死亡保険に加入していたようなのでご相談がありました。私の取り扱いではなく通信販売でご加入されていた保険でした。そのお母様は子どもが成人した後再婚されました。再婚相手はその方がお亡くなりになる1年前に他界されたとの事でした。お母様がお加入していた保険の受取人は再婚相手。その再婚相手が他界されたという事は、その保険の受取権利は再婚相手の相続人。ここでは前妻との間のお子様となりました。とても複雑で、何とも言えない展開となりました。

幸い前妻のお子様を理解あるお方で最終的には、ご相談者にお金は振り込まれましたが受取人変更を怠ると面倒なことになる可能性が潜むことを実感した事案でした。

私の取り扱いではなかったので良かったものの、アフターフォローの重要性を感じさせられた事例です。

皆様におかれましても万が一の事を想定して加入する生命保険が、ご自身の思いを、そして課税関係、適切な受取人にきちんと渡すような内容であることを願います。

本日はありがとうございました。

新旧会長歓送迎会



7月29日夕刻、新旧会長歓送迎会(夏の親睦会)が「はま源」にて行われ、青木義美今年度会長から室伏学前年度会長、望月博文前年度幹事に記念の花束が贈られました。

参加者は前年度会長・幹事を労い、かつ感染対策にも十分留意しながら、楽しいひとときを送ることができました。

(編集 7月会報担当:吉村行正/クラブ会報委員会)